

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、
次のとおり業務の停止を命じました。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

一 被処分者

- 1 商号又は名称 三和相互住宅販売株式会社
- 2 代表者氏名 川村 真
- 3 主たる事務所の所在地 宇陀市榛原萩原二八四四番地一七
- 4 免許番号 奈良県知事（七）第二九一九号

二 処分の内容

令和七年六月九日から十四日間、業務の全部の停止